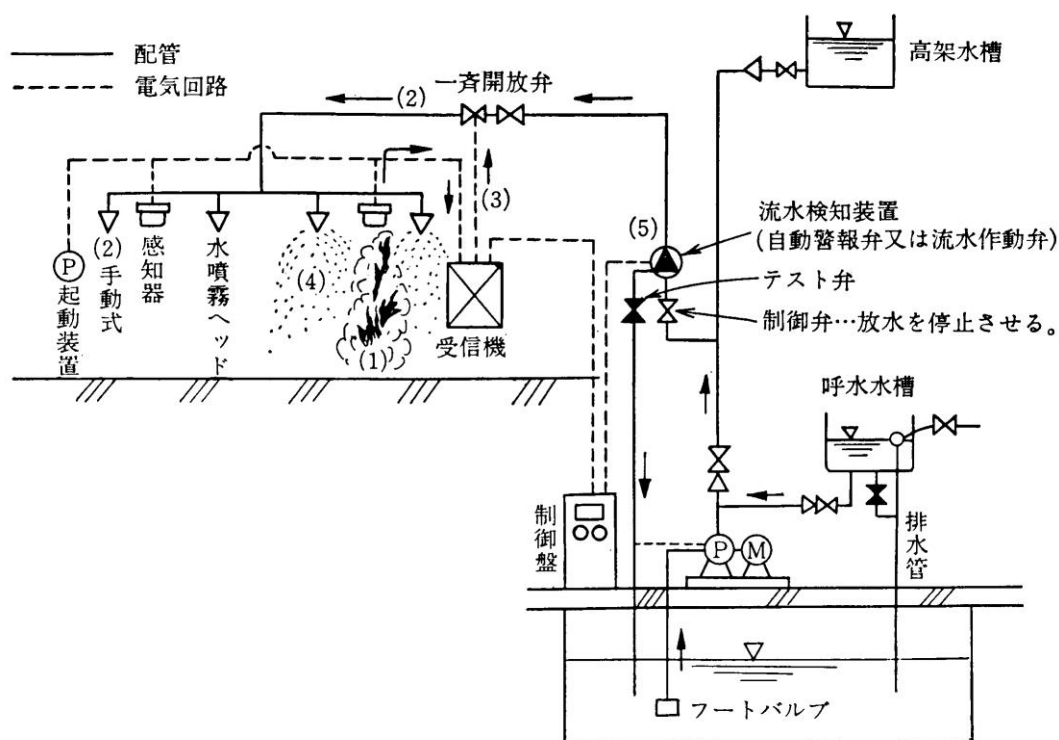


第4 水噴霧消火設備

1 構成

水噴霧消火設備は、噴霧ヘッドから水を噴霧状に均一に放射して燃焼面積を覆うことにより火災を効果的に消火するものである。これは主として噴霧ヘッドから放射される水の水滴が非常に小さく分布が均一であるので、蒸発しやすく、燃焼物から熱を奪う効果が高いこと、かつ、発生する水蒸気の体積が水の約1700倍にもなり、そのため、空気中の酸素を遮断することによる窒息作用があること、水に不溶の液体に対しては、油面に飛びこんで表面に不燃性のエマルジョンを形成する作用があることによるものとされている。その他、冷却作用により防護対象物を延焼から守る作用が強く、また、放射される水は噴霧状のため絶縁性が高くなるので電気火災にも適応できる等の特性を有する。



2 水噴霧消火設備に係る用語の意義

(1) 噴霧ヘッド

一般的に、配管の水の直線的な流れ又はらせん的な流れを衝突させ、かつ、拡散させることにより水を噴霧状にするものである。

噴霧ヘッドには、水を噴霧状にするための機構状の種別として次のもの等が挙げられる。

- ア 水の直線的な流れを外歯形反射板に衝突させるもの
- イ 直線的な流れをらせん的な流れに衝突させるもの
- ウ 直線的な流れを正四角のオリフィスを通して放射し扇形状にさせるもの
- エ 2つの直線的な流れを上下のらせん室で渦巻にし、共通オリフィスを通して放射させるもの
- オ らせん的な流れをお互いに衝突させ散乱させるもの

(2) 標準放射量

1の噴霧ヘッドから設計圧力により放射される水噴霧の量をいう。このように設計圧力によることとしているのは、水噴霧の量は、水噴霧ヘッドの構造、性能等により異なることはもとより、同一のヘッドを使用する場合においても圧力により異なるため、一定の設計圧力（そのヘッドを使用する場合、最も消火効果が上がるように設計されている圧力）によって放射量を規定したものである。

(3) 有効防護空間

1の噴霧ヘッドが有効に消火をすることができる空間をいう。具体的には噴霧水が放射される空間のうち、消火に有効な一定の角度内で、かつ、一定の距離内の部分の空間を指す。噴霧ヘッドの設置にあたっては、有効防護空間に覆われない防護対象物の部分、すなわち、死角が生じないようにヘッドを設置しなければならない。

(4) 放射区域

1の一斉開放弁の作動により水噴霧が放射される区域をいう。1の放射区域は、階数がまたがる場合には階ごとに設けることと定められている。

(5) 排水設備

噴霧ヘッドから放射された水を排水するための設備である。道路の用に供される部分又は駐車場の用に供される部分に設ける排水設備について総務省令で細かく規定しているのは、自動車の燃料タンクにはガソリン等の危険物が積載されており、火災の際にそれが流出する可能性があるため、放射された水が排水されないと火面が拡大するおそれがあることから、これを防止するために設けるものである。

(6) 排水溝

噴霧ヘッドから放射された噴霧水を放射区域外にあふれ出さないため、及び放射区内に水を溜らさないように排水を一箇所に導くための溝をいう。

(7) 区画境界堤

駐車場の用に供する部分に設ける排水設備の一部分をなすコンクリート等で造られた高さ10cm以上の堤をいい、火災が発生し噴霧水が放射された場合にも、車両から漏出したガソリン等が燃焼したまま水に乗って広がらないようにするため設けられている。

(8) 消火ピット

消火水の上にガソリン等の油類が燃焼したまま乗って広がってしまう場合に備え、消火水等を一箇所に集めるための「ます」をいい、ガソリン等の油類と水とを分離する油分離装置付のものとしなければならないとされている。水噴霧消火設備で消火できない場合でも、火災の拡大はこの消火ピットで止まるため、駆け付けた自衛消防隊員等がこの消火ピットで燃えている火を消すことが予定されている。

(9) 集水管

排水溝に入った排水を消火ピットに集める管をいい、排水溝40m以内ごとに1個の集水管を設け、水にガソリン等の油類が混入しているおそれがあるため、必ず消火ピットに連結して危険が拡散することを防止することとされている。

(10) 区画面積

区画境界堤で区画された部分の面積にこれと接する車路の部分の面積を加えた面積と定義されている。この場合、加えるべき車路の部分の面積は、車両が駐車する場所が車路をはさんで両側にある場合は、当該車路の中央線間での面積でよく、接する車路の部分であるからといって、車路の部分をすべて面積に加える必要はない。

(11) 駐車場の用に供される部分

主として自動車を駐車する部分のほか、駐車場内の車路が含まれる。しかし、駐車場にいた

る外部の誘導路（ランプ）は含まれない。

なお、政令第13条中「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造」とは、自動車が横に1列に並んで収容されている車庫のように、それぞれの車両が同時に屋外に出ることができるものをいうが、2列に並んで収容されるものも同時に屋外に出ることができるものと解してさしつかえない。

3 設置・維持

政令第13条，省令第16条，第17条の規定に基づき設置すること。